

弁護士 高下謹壹先生の法律相談



第2回

「消費者団体訴訟制度について」

Q 消費者団体訴訟とは、どのような制度ですか？

A 消費者に不利益を与える事業者の行為を、一定の資格を備えた消費者団体が、個々の消費者に代わって、事業者に対して、差止め請求できるという制度であり、消費者契約法で定められている制度です。

Q 制度が定められた背景はどのようなことでしょうか？

A 取引による消費者の被害を防ぐために、平成12年に消費者契約法が定められ、事業者の不当な行為の禁止や不当な契約条項は無効と定められ、この制度では、個々の消費者が事後的に行動することで解決されますが、それでは不特定多数の消費者被害を全体的に防止するのに不十分でした。また、消費者団体が事業者改善に改善申し入れしても法的裏付けがなく、実効性において限界がありました。そのため消費者被害の発生、拡大を実効的に防止する目的で定められたものです。

Q 具体的にどのような制度でしょうか？

A 内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法や他の法律で定めた事業者の不当な行為類型を裁判外や裁判上の手段で差止め請求できるというものです。裁判上の手段で請求する場合が消費者団体訴訟です。適格消費者団体は現在、全国で10団体以上認定されています。

Q 差止め請求される事業者の行為は、どのような行為でしょうか？

A まず、「不実告知」「断定的判断の提供」「不利益事実の不告知」といった誤認類型行為と「不退去」「退去妨害」という困惑類型行為です。また、不当な契約条項である「免責条項」「損害賠償の予定条項」「消費者に不利益な一般条項」が差止め請求の対象となります。次に、不当景品類および不当表示防止法で禁止される「優良誤認表示」が対象になります。さらに、特

定商取引に関する法律が定める取引類型（訪問販売、通信販売など）ごとに「不当な勧誘行為」や「不当な契約条項」が差止め請求の対象となります。

Q 小売業にはどういった関連があるのでしょうか？

A 相手方が消費者という小売業において、その取引が上記の対象行為に当てはまるときは、すべて対象になります。特に、食品偽装販売は、景品表示法でいう「優良誤認表示」に該当する可能性があり、その場合、そのような表示が差し止め請求の対象となります。

Q 具体的にどんな場合に、どのように差し止め請求されるのでしょうか。また、いきなり訴訟を提起されるのでしょうか？

A 偽装販売行為の場合、これを現に行っているとき、または行うおそれがあるときに、当該行為の停止または予防に必要な行為を請求することができます。いきなりの訴訟提起ということではなく、最初は、裁判外で是正申し入れをされることが普通です。

Q 不当な行為の差止め請求のほかに、金銭での損害賠償請求はされるのでしょうか？

A 不当な取引によって被害を受けた多数の消費者の損害を金銭で損害賠償請求する制度は、従来、全くありませんでした。しかし、平成25年12月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立して、多数の消費者の金銭的被害について、一定の要件を備えた消費者団体が一定の金銭に関する請求ができることになりました。この法律は今後3年以内に施行されることになっています。この制度は施行までに十分理解する必要があり、詳細は別の機会にしたいと思います。

＜掲載内容に関するご質問、お問合せについて＞

高下謹壹法律事務所 電話 03-5568-6655(代)
東京都中央区銀座5-8-5 ニューギンザビル10号館4F
<http://www.takashita-law.jp>